



「人材確保等促進税制」

御利用ガイドブック

(令和4年5月6日 改訂版)

【目次】

「人材確保等促進税制」のポイント	p. 2
用語の定義	p. 3
制度の詳細①（通常要件）	p. 5
制度の詳細②（上乗せ要件）	p. 9
よくある御質問	p.12
その他	p.15
お問い合わせ先	p.16

<参考①：大企業向け「賃上げ・生産性向上のための税制」について>

- 令和3年3月31日以前に開始した各事業年度における大企業向け「賃上げ・生産性向上のための税制」について、制度概要は以下URLをご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/pdf/29pamphlet2.pdf>

<参考②：中小企業向け「所得拡大促進税制」について>

- 中小企業向け「所得拡大促進税制」について、制度概要は以下URLをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

「人材確保等促進税制」のポイント

新卒・中途採用による外部人材の獲得や人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、新規雇用者給与等支給額の一定割合を法人税額又は所得税額から控除します。

- ✓ **適用対象**：青色申告書を提出する**全企業**
- ✓ **適用期間**：令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度

【適用要件】

- 通常要件：新規雇用者給与等支給額（※）が、前年度より2%以上増えていること
- 上乗せ要件：教育訓練費の額（※）が、前年度より20%以上増えていること



【税額控除】

控除対象新規雇用者給与等支給額（※）の15%を法人税額又は所得税額から控除

控除対象新規雇用者給与等支給額の20%を法人税額又は所得税額から控除

ただし税額控除額は、法人税額又は所得税額の20%を上限とします

<上記で※を付した用語の定義（詳細は次頁に記載）>

● 「新規雇用者給与等支給額」

- ・ 国内新規雇用者のうち雇用保険の一般被保険者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいいます。

● 「教育訓練費の額」

- ・ 国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。

● 「控除対象新規雇用者給与等支給額」

- ・ 適用年度において、国内新規雇用者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいいます。新規雇用者給与等支給額との違いは、国内新規雇用者を雇用保険の一般被保険者に限らない点及び雇用安定助成金額を控除する点です。

用語の定義

● 国内雇用者とは

- 法人の使用人のうちその法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者で国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれます。ただし、使用人兼務役員及び役員の特殊関係者は含まれません。

● 役員とは

- 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人を指します。さらにそれら以外の者で、例えば、①取締役若しくは理事となっていない総裁、副総裁、会長、副会長、理事長、副理事長、組合長等、②合名会社、合資会社及び合同会社の業務執行社員、③人格のない社団等の代表者若しくは管理人、又は④法定役員ではないが、法人が定款等において役員として定めている者のほか、⑤相談役、顧問などで、その法人内における地位、職務等からみて他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められるものも含まれます。

● 特殊関係者とは

- 法人の役員の親族を指します。親族の範囲は6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族までが該当します。また、当該役員と婚姻関係と同様の事情にある者、当該役員から生計の支援を受けている者等も特殊関係者に含まれます。

● 国内新規雇用者とは

- 法人の国内雇用者のうち、当該法人の有する国内の事業所に勤務することになった日（労働基準法第107条第1項に規定する「労働者名簿」に氏名が記載された日）から1年を経過していない者をいいます。ただし、支配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除きます。また、過去当該法人に雇用されており、その後一度退職したものの、一定期間経過後に再び同法人に雇用された者も、国内新規雇用者に該当します。

● 雇用保険の一般被保険者とは

- 雇用保険の適用事業に雇用される労働者であって、1週間の所定労働時間が20時間未満である者等（雇用保険法の適用除外となる者）以外は、原則として、被保険者となります。「一般被保険者」とは、「被保険者」のうち、高年齢被保険者（65歳以上の被保険者）、短期雇用特例被保険者（季節的に雇用される者）、日雇労働被保険者（日々雇用される者、30日以内の期間を定めて雇用される者）以外の被保険者のことをいいます。

● 給与等とは

- 俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与(給与所得となる給与)をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。ただし、本制度の適用に当たって、賃金台帳に記載された支給額(所得税法上課税されない通勤手当等の額を含む。)のみを対象として計算する等、合理的な方法により継続して給与等の支給額を計算することも認められます。

● 雇用安定助成金額とは

- 国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる雇用安定事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいいます。具体的には、以下のものが該当します。
 - ① 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額
 - ② ①に上乗せして支給される助成金の額その他の①に準じて地方公共団体から支給される助成金の額

● 雇用者給与等支給額とは

- 適用年度における、全ての国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため雇用安定助成金額がある場合には、当該金額を控除します。

● 比較雇用者給与等支給額とは

- 前年度における、雇用者給与等支給額をいいます。

● 新規雇用者給与等支給額とは

- 国内新規雇用者のうち雇用保険の一般被保険者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（ただし、雇用安定助成金額を除く）がある場合には、当該金額を控除します。

● 新規雇用者比較給与等支給額とは

- 前年度における、新規雇用者給与等支給額をいいます。

● 控除対象新規雇用者給与等支給額とは

- 適用年度において、国内新規雇用者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいいます。新規雇用者給与等支給額との違いは、国内新規雇用者を雇用保険の一般被保険者に限らない点及び雇用安定助成金額を控除する点です。ただし、その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（上述の通り、雇用安定助成金額を含む）がある場合には、当該金額を控除します。また、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額を上限とするとともに、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（地方拠点強化税制における雇用促進税制）の適用がある場合には、所要の調整を行います。

● 教育訓練費の額とは

- 国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などをいいます。詳細は、p.9の「制度の詳細②（上乗せ要件）」をご覧ください。

● 比較教育訓練費の額とは

- 前年度の教育訓練費の額をいいます。

制度の詳細①（通常要件）

【適用要件】

- 新規雇用者給与等支給額が前年度より2%以上増えていること

$$\frac{\text{新規雇用者給与等支給額 (適用年度)}}{\text{新規雇用者比較給与等支給額 (前年度)}} \geq 2\%$$

（参考①：要件の適用判定の計算例）

- 1人当たりの新規雇用者給与等支給額は同じだが、採用人数が増加するケース
 - ・ 新規雇用者比較給与等支給額：1億3500万円（＝450万円×30人）
 - ・ 新規雇用者給与等支給額：1億4400万円（＝450万円×32人）

$$\frac{1\text{億}4400\text{万円}}{1\text{億}3500\text{万円}} = 6.7\% \geq 2\%$$

⇒ 通常要件を満たす

- 採用人数は同じだが、1人当たりの新規雇用者給与等支給額が増加するケース
 - ・ 新規雇用者比較給与等支給額：1億3500万円（＝450万円×30人）
 - ・ 新規雇用者給与等支給額：1億3800万円（＝460万円×30人）

$$\frac{1\text{億}3800\text{万円}}{1\text{億}3500\text{万円}} = 2.2\% \geq 2\%$$

⇒ 通常要件を満たす

(参考②：年度途中に採用された国内新規雇用者の考え方)

- 新規雇用者給与等支給額とは、p. 3 の「用語の定義」にも記載の通り、「国内新規雇用者のうち雇用保険の一般被保険者に対してその雇用した日から 1 年以内に支給する給与等の支給額」をいいます。
 - 国内新規雇用者については、事業年度の開始とともに雇用される者だけでなく、事業年度の途中から雇用される者も想定されるところ、新規雇用者給与等支給額の算定の考え方について、以下に例を示します。
 - ・ 3 月決算企業を想定し、本税制の適用年度を令和 3 年度、前年度を令和 2 年度とする。
 - ・ 当該企業は、新卒採用者 A・B と中途採用者 C～G の計 7 名を雇用する。雇用者 A～G の採用時期は、新卒採用者 A（令和 2 年 4 月）、新卒採用者 B（令和 3 年 4 月）、中途採用者 C（令和 2 年 6 月）、中途採用者 D（令和 2 年 12 月）、中途採用者 E（令和 3 年 5 月）、中途採用者 F（令和 3 年 7 月）、中途採用者 G（令和元年 10 月）とする。
- ⇒ 上記のケースにおいて、雇用者 A～G について、以下の図で青又は赤に色付けをした部分の年月の給与額が、「（国内新規雇用者のうち雇用保険の一般被保険者に対して）雇用した日から 1 年以内に支給する給与等の支給額」に該当し、新規雇用者給与等支給額の対象となる。
- ⇒ したがって、青色部分の合計は前年度における新規雇用者給与等支給額であるから、その額が「新規雇用者比較給与等支給額」となり、また、赤色部分の合計は適用年度における新規雇用者給与等支給額であるから、その額が「新規雇用者給与等支給額」となる。

	前年度（令和 2 年度）												適用年度（令和 3 年度）											
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
新卒採用者 A R 2.4 採用	雇用開始																							
新卒採用者 B R 3.4 採用													雇用開始											
中途採用者 C R 2.6 採用			雇用開始																					
中途採用者 D R 2.12 採用									雇用開始															
中途採用者 E R 3.5 採用														雇用開始										
中途採用者 F R 3.7 採用																雇用開始								
中途採用者 G R 1.10 採用																								

青色部分の合計が
新規雇用者比較給与等支給額

赤色部分の合計が
新規雇用者給与等支給額

(参考③：「他の者から支払を受ける金額」の考え方)

- 「雇用者給与等支給額」「新規雇用者給与等支給額」「控除対象新規雇用者給与等支給額」については、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除することとなっています。（ただし、新規雇用者給与等支給額のみについては、「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」に雇用安定助成金額を含まない（＝新規雇用者給与等支給額からは雇用安定助成金額を控除しない））。
- この「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」は、以下のものが該当します。
 - ① その補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの（以下「補助金等」という。）の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける法人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額

＜該当する補助金等の例＞
業務改善助成金

- ② ①以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算定方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。）を基礎として定められているもの

＜該当する補助金等の例＞
雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、産業雇用安定助成金、労働移動支援助成金（早期雇い入れコース）、キャリアアップ助成金（正社員化コース）、特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

- ③ ①及び②以外の補助金等の交付額で、法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人（以下「出向者」という。）に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている法人をいう。以下同じ。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下同じ。）から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額（現行と同じ。）

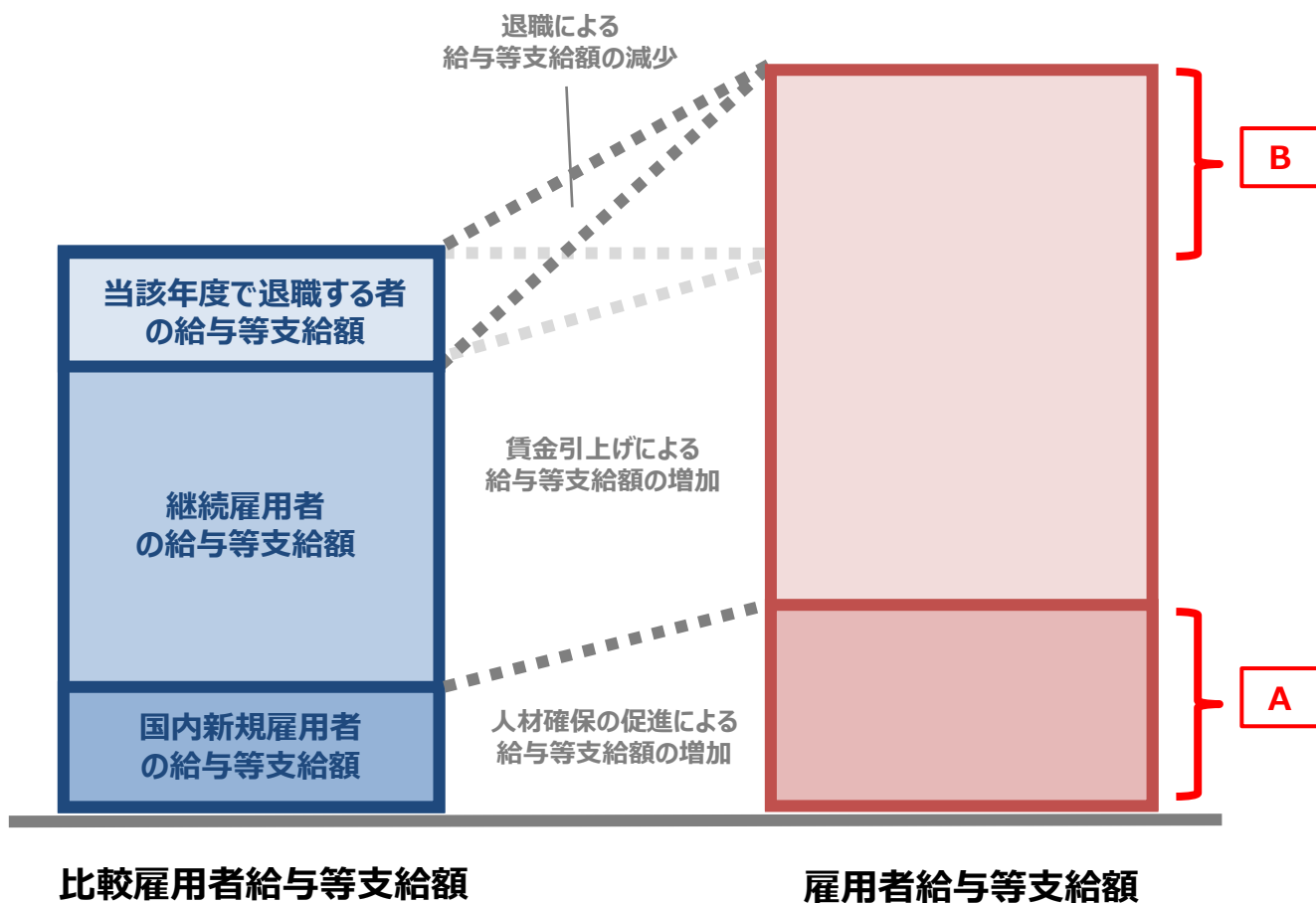
【税額控除】

- 控除対象新規雇用者給与等支給額の**15%**を法人税額又は所得税額から控除
(ただし税額控除額は、法人税額又は所得税額の20%が上限)

$$\text{税額控除額} = \text{控除対象新規雇用者給与等支給額} \times 15\%$$

(参考：控除対象新規雇用者給与等支給額の上限の考え方)

- p. 3の「用語の定義」に記載の通り、控除対象新規雇用者給与等支給額（以下の図のA）は、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額（同B）が上限となります。具体的なイメージは以下。



A < **B** のとき、税額控除額は **A** × 15%

A > **B** のとき、税額控除額は **B** × 15%

制度の詳細②（上乗せ要件）

【適用要件】

- 教育訓練費の額が前年度より20%以上増えていること

$$\frac{\text{教育訓練費の額 (適用年度)}}{\text{比較教育訓練費の額 (前年度)}} \geq 20\%$$

（参考 1：教育訓練の対象者）

- 教育訓練の対象者は国内雇用者であり、国内の事業所において新たに雇用した者に限定されません。また、内定者等の入社予定者は対象外です。

（参考 2：教育訓練費の額の対象となる費用）

- 以下の費用が対象になります。
 1. 法人が教育訓練を自ら行う場合の費用（外部講師謝金、外部施設使用料等）
 - ① 法人がその国内雇用者に対して、外部から講師又は指導員（以下「外部講師等」）を招聘し、講義・指導等の教育訓練等を自ら行う費用であること。
 - ・ 講義・指導等の内容は、大学等の教授等による座学研修や専門知識の伝授のほか、技術指導員等による技術・技能の現場指導などを行う場合も対象となります。
 - ・ 招聘する外部講師等は、当該法人の役員又は使用人以外の者であること。（当該法人の子会社、関連会社等のグループ企業の役員又は使用人でも可）
 - ・ 外部の専門家・技術者に対し、契約により、継続的に講義・指導等の実施を依頼する場合の費用も、対象となります。
 - ② 外部講師等に対して支払う報酬、料金、謝金その他これらに類する費用であること。
 - ・ 講義・指導の対価として外部講師等に支払う報酬等。（なお、外部講師等の個人に対して報酬等を直接支払った場合に限らず、法人から講師等の派遣を受けその対価をその法人に支払った場合の費用も対象となります。）
 - ・ 講義・指導等の対価として支払う報酬等に限らず、当該法人等が負担する外部講師等の招聘に要する費用（交通費・旅費（宿泊費、食費等を含む））も対象となります。
 - ③ 法人等がその国内雇用者に対して、施設、設備その他資産（以下「施設等」）を賃借又は使用して、教育訓練等を自ら行う費用であること。
 - ・ 当該法人の子会社、関連会社等のグループ企業の所有する施設等を賃借する場合も対象となります。
 - ・ その施設等が普段は生産等の企業活動に用いられている場合であっても、賃借して使用する者が、教育訓練等を行うために賃借等する場合は対象となります。

- ④ 施設・備品・コンテンツ等の賃借又は使用に要する費用であること。
 - ・ 施設・備品等の賃借又は使用の対価として支払う費用（使用料、利用料、賃借料、借上料、レンタル料、リース料等）であること。教育訓練等のために使用されている契約期間であれば、その実際の使用期間に制約されません。
 - ✓ 施設の例：研修施設、会議室、実習室等
 - ✓ 設備の例：教育訓練用シュミレーター設備等
 - ✓ 器具・備品の例：OHP、プロジェクター、ホワイトボード、パソコン等
 - ✓ コンテンツの例：コンテンツDVD、e-ラーニング内のコンテンツ
- ⑤ 教育訓練等に関する計画又は内容の作成について、外部の専門知識を有する者に委託する費用

2. 他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費）

- ① 法人等がその国内雇用者の職務に必要な技術・知識の習得又は向上のため、他の者に委託して教育訓練等を行わせる費用であること。
 - ✓ 事業として教育訓練を行っている外部教育機関（民間教育会社、公共職業訓練機関、商工会議所等）
 - ✓ 上記以外の一般企業
 - ✓ 当該法人の子会社、関連会社等グループ内の教育機関、一般企業（当該法人と連結完全支配関係にある連結法人を含む）
- ② 教育訓練等のために他の者に対して支払う費用（講師の人件費、施設使用料等の委託費用）であること。

3. 他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費）

- ① 法人等がその国内雇用者の職務に必要な技術・知識の習得又は向上のため、他の者が行う教育訓練等に当該国内雇用者を参加させる費用であること。
 - ・ 法人等がその国内雇用者を他の者が行う教育訓練等（研修講座、講習会、研修セミナー、技術指導等）に参加させる費用であること。
 - ・ 法人等が直接又は間接に（国内雇用者を通じて）他の者に対し支払う費用であること。（当該国内雇用者が費用の一部を負担する場合は、その負担された金額を教育訓練費の額から控除する。）
- ② 他の者が行う教育訓練等に対する対価として当該他の者に支払う授業料、受講料、受験手数料その他の費用であること。
 - ・ 教育訓練等の講座等（研修講座、講習会、研修セミナー、技術指導等）の授業料、受講料、参加料、指導料等、通信教育に係る費用等（受験手数料は、教育訓練等の一環として各種資格・検定試験が行われる場合に対象となります。）
 - ・ 法人等がその国内雇用者を国内外の大学院コース等に参加させる場合に大学院等に支払う授業料等聴講に要する費用、教科書等の費用（所得税法上、学資金等として給与に該当するものを除く。）

- また、以下の費用は対象になりません。
 - 法人等がその使用人又は役員に支払う教育訓練中の人件費、報奨金等
 - 教育訓練等に関連する旅費、交通費、食費、宿泊費、居住費（研修の参加に必要な交通費やホテル代、海外留学時の居住費等）
 - 福利厚生目的など教育訓練以外を目的として実施する場合の費用
 - 法人等が所有する施設等の使用に要する費用（光熱費、維持管理費等）
 - 法人等の施設等の取得等に要する費用（当該施設等の減価償却費等も対象となりません）
 - 教材の購入・製作に要する費用（教材となるソフトウェアやコンテンツの開発費を含む。ただし、「2. 他の者に委託して教育訓練等行わせる場合の費用（研修委託費）」の中で、委託費の内数として教材の購入・製作に要する費用が含まれているようなケースは、教育訓練費の額の対象となります。）
 - 教育訓練の直接費用でない大学等への寄附金、保険料等

（参考3：教育訓練費の額の明細書の記載事項）

- 明細書の様式は自由ですが、以下1～4の事項が全て記載されている必要があります。
 - 教育訓練等の実施時期：「年月」は必須、「日」は任意で記載
 - 教育訓練等の実施内容：教育訓練等のテーマや内容及び、実施期間
 - 教育訓練等の受講者：教育訓練等を受ける予定、または受けた者の氏名等
 - 教育訓練費の額の支払証明：費用を支払った年月日、内容及び金額並びに相手先の氏名又は名称が明記された領収書等

明細書イメージ（平成30年度分）					
No.	実施時期	内容及び実施期間	受講者・対象者	支払証明	支払額（税込）
1	平成30年5月	AI技能研修（5日間）	名簿（別添1）	領収書（別紙1）	¥200,000
2	平成30年6月	生産システム研修（1週間）	名簿（別添2）	領収書（別紙2）	¥400,000
3	平成30年8月	管理職マネジメント研修（1日）	名簿（別添3）	領収書（別紙3）	¥100,000
4	平成30年8月	IoTシステム研修（1ヵ月）	名簿（別添4）	領収書（別紙4）	¥600,000
5	平成30年9月	留学受講費補助（半年間）	名簿（別添5）	領収書（別紙5）	¥10,000,000
合計					¥11,300,000

【税額控除】

- **控除対象新規雇用者給与等支給額の20%**を法人税額又は所得税額から控除（ただし税額控除額は、法人税額又は所得税額の20%が上限）

税額控除額 = 控除対象新規雇用者給与等支給額 × 20%

（（再掲）参考：控除対象新規雇用者給与等支給額の上限の考え方）

- p. 3の「用語の定義」に記載の通り、控除対象新規雇用者給与等支給額は、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額が上限となります。具体的なイメージは、p. 8をご覧ください。

よくある御質問

- 1. 本制度の利用に際し、事前に認定を受けたり、書類の提出・届出を行ったりする必要はあるか。**
 - ・ 税務申告より前に特段の手続を行う必要はありません。ただし、本制度の適用を受けるためには、法人税の申告の際に、確定申告書等に、適用額明細書並びに税額控除の対象となる控除対象新規雇用者給与等支給額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。
- 2. 中小企業向け所得拡大促進税制との併用は可能か。**
 - ・ 併用はできません。どちらか一方のみの選択適用となります。
- 3. 新規雇用者給与等支給額・新規雇用者比較給与等支給額・控除対象新規雇用者給与等支給額・雇用者給与等支給額・比較雇用者給与等支給額における月数調整において、月数が1ヵ月に満たない端数が発生した場合にはどうするのか。**
 - ・ 1ヵ月とします。
- 4. 一時的に海外で働いている者等は国内雇用者に該当するのか。**
 - ・ 国内雇用者の要件は「使用人のうち国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者」であることです。そのため、海外に長期出張等をしていた場合でも、国内の事業所で作成された賃金台帳に記載され、給与所得となる給与等の支給を受けている方は、海外で一時的に勤務をしても国内雇用者に該当します。
- 5. 出向先法人における出向者はどのように取り扱えばよいか。**
 - ・ 出向先法人が出向元法人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人の賃金台帳に当該出向者を記載しているときには、出向先法人が支給する当該給与負担金の額は、雇用者給与等支給額、新規雇用者給与等支給額及び控除対象新規雇用者給与等支給額に含まれます。逆に、出向先法人の賃金台帳に記載が無い場合は、当該給与負担金の額は出向先法人の雇用者給与等支給額、新規雇用者給与等支給額及び控除対象新規雇用者給与等支給額には含まれません。
- 6. 未払給与、前払給与はどの事業年度の雇用者給与等支給額及び新規雇用者給与等支給額に含まれるのか。**
 - ・ 未払給与は、計上時に損金算入されるものなので、その計上時、すなわち損金算入時の事業年度の雇用者給与等支給額及び新規雇用者給与等支給額に含まれます。これに対して前払給与は、計上時には損金算入されないため、その後に損金算入される事業年度の雇用者給与等支給額及び新規雇用者給与等支給額に含まれることとなります。
- 7. 新規雇用者比較給与等支給額又は比較教育訓練費の額が零の場合、要件の適否はそれぞれどのように判定するのか。**
 - ・ 新規雇用者比較給与等支給額が零の場合、新規雇用者給与等支給額に関わらず、適用不可となります。一方、比較教育訓練費の額が零の場合、教育訓練費の額が零であれば適用不可となりますが、1円以上であれば適用可となります。

(参考：適用年度の月数と前事業年度の月数が異なる場合の調整計算について)

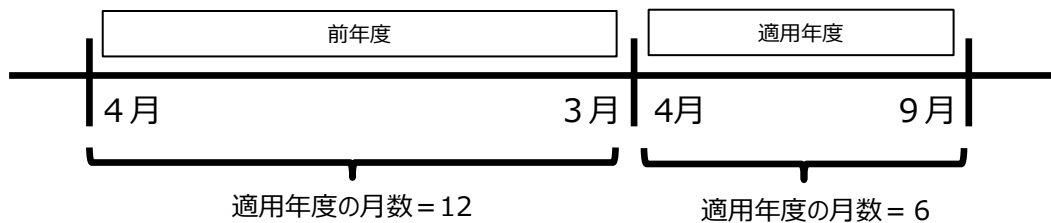
- ・決算期の変更や前事業年度が設立初年度である場合など、適用年度と前事業年度で月数が異なる場合は、税制適用の要件の計算に係る「比較雇用者給与等支給額・新規雇用者比較給与等支給額」のそれぞれについて、調整の必要があります。
- ・その際には、適用年度の雇用者給与等支給額・新規雇用者給与等支給額ではなく、比較雇用者給与等支給額・新規雇用者比較給与等支給額を調整します。例として、新規雇用者比較給与等支給額についての具体的な計算方法は以下の通りです。（比較雇用者給与等支給額についても同様の方法で計算を行います）

● **新規雇用者比較給与等支給額の調整**

1. 前年度の月数が適用年度の月数を超える場合

- ・例：前年度の月数が12月、適用年度の月数が6月の場合
⇒「前年度における新規雇用者への給与等支給額 × (適用年度の月数/前年度の月数)」
⇒「前年度における新規雇用者への給与等支給額 × (6/12)」により、新規雇用者比較給与等支給額を算出

前年度の月数が12月（4～3月）、適用年度の月数が6月（4～9月）の場合

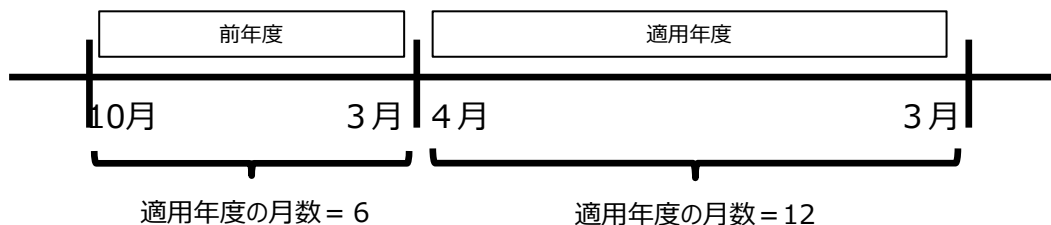


「前年度における新規雇用者への給与等支給額 × (6/12)」

2. 前年度の月数が適用年度の月数に満たず、かつ、前年度が6月以上である場合

- ・例：前年度の月数が6月、適用年度の月数が12月の場合
⇒「前年度における新規雇用者への給与等支給額 × (適用年度の月数/前年度の月数)」
⇒「前年度における新規雇用者への給与等支給額 × (12/6)」により、新規雇用者比較給与等支給額を算出

前年度の月数が6月（10～3月）、適用年度の月数が12月（4～3月）の場合



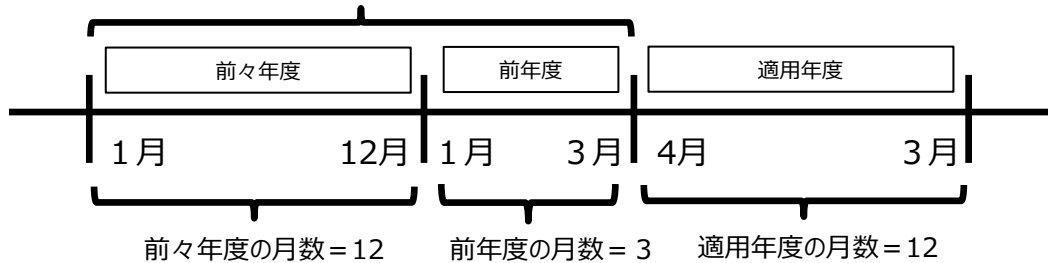
「前年度における新規雇用者への給与等支給額 × (12/6)」

3. 前年度の月数が適用年度の月数に満たず、かつ、前年度が6月未満である場合

- 例：前年度の月数が3月、適用年度の月数が12月の場合
 - ⇒ 「適用年度の開始の日の前日～過去1年（適用年度が1年に満たない場合には適用年度の期間）以内に終了した各事業年度に係る新規雇用者の給与等支給額の合計額」×「（適用年度の月数/適用年度の開始の日の前日～過去1年（適用年度が1年に満たない場合には適用年度の期間）以内に終了した各事業年度の月数）」
 - ⇒ 「適用年度の開始の日の前日～過去1年（適用年度が1年に満たない場合には適用年度の期間）以内に終了した各事業年度に係る新規雇用者の給与等支給額の合計額」×（12/15）」により、新規雇用者比較給与等支給額を算出

前年度の月数が3月（1～3月）、適用年度の月数が12月（4～3月）の場合

適用年度の開始の日の前日～過去1年以内に終了した各事業年度の月数＝15



「適用年度の開始の日の前日～過去1年（適用年度が1年に満たない場合には適用年度の期間）以内に終了した各事業年度に係る新規雇用者の給与等支給額の合計額」×（12/15）」

その他

【旧制度（「賃上げ・生産性向上のための税制」）からの変更点】

● 適用要件について

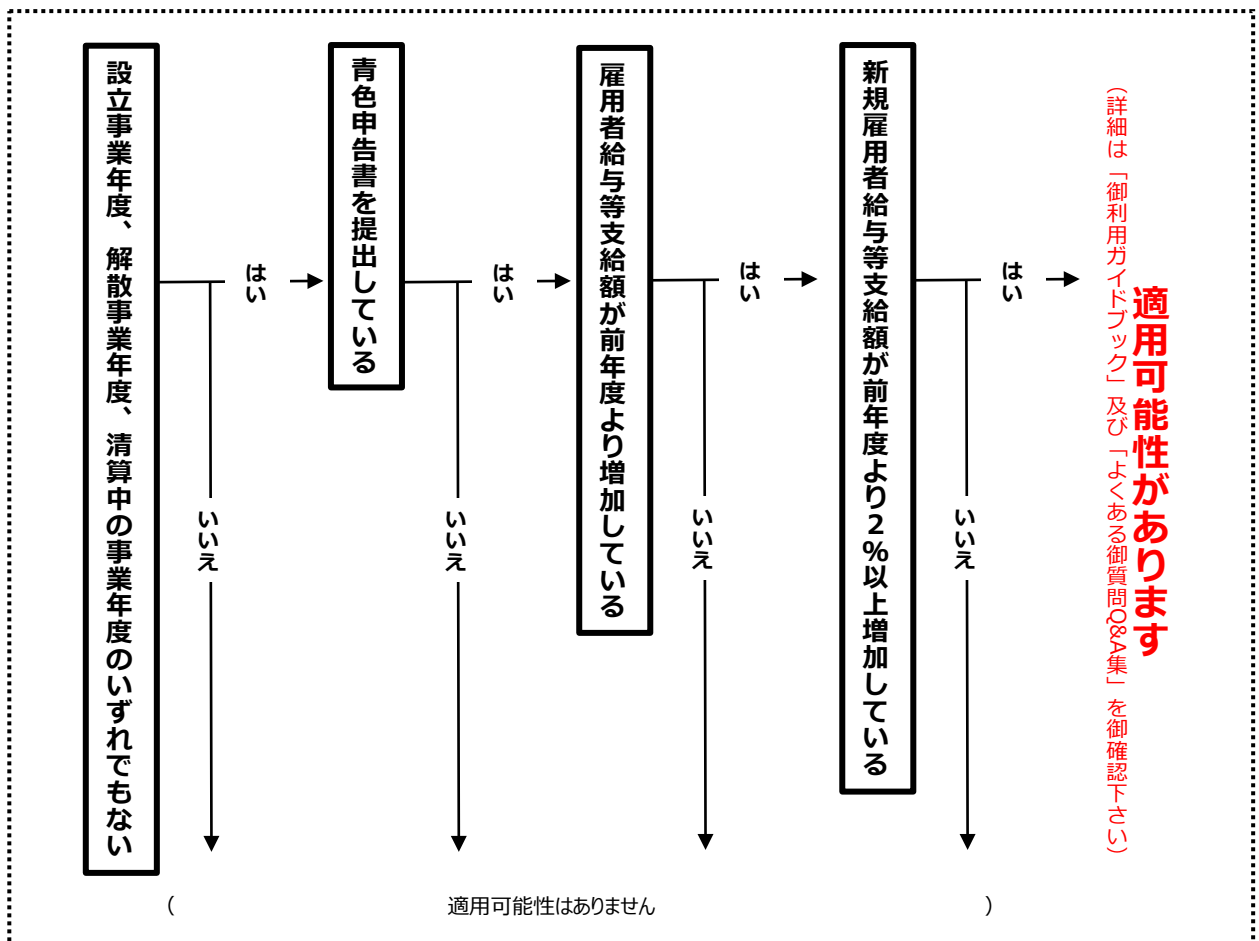
- 「継続雇用者給与等支給額が前年度より3%以上増えていること」
⇒「新規雇用者給与等支給額が前年度より2%以上増えていること」
- 「国内設備投資額が償却費総額の95%以上」
⇒ 廃止
- 「教育訓練費の額が過去2年度平均より20%以上増えていること」
⇒「教育訓練費の額が前年度より20%以上増えていること」

● 税額控除について

- 「雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%（又は20%）」
⇒「控除対象新規雇用者給与等支給額の15%（又は20%）」

【本税制の適用可否の判断について】

- 本税制の適用可否を簡易的に判断する要素を以下に示しますので、御参考下さい。
ただし、本税制の適用可否を確約するものではありません。詳細は「御利用ガイドブック」及び「よくある御質問Q&A集」にて御確認下さい。



お問い合わせ先

【本ガイドブックの内容に関するお問い合わせ】

- 令和4年6月頃を目途に、税制サポートセンターを設置致します。
- 税制サポートセンターが設置されるまでの間のお問い合わせにつきましては、以下まで御連絡下さい。
 - ・ 担当窓口：経済産業省 経済産業政策局 産業人材課
 - ・ 電話番号：03-3501-1511（内線：2671）
 - ・ 受付時間：平日（土日祝日除く）9時30分～12時、13時～18時15分

【その他のお問い合わせ】

- 税務手続きに関する御質問は、下記ホームページをご覧ください。
 - ・ 国税庁「税についての相談窓口」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shirabekata/9200.htm>

【租税特別措置法等の条文について】

- 租税特別措置法等の条文については、以下をご覧ください。
 - ・ e-Gov法令検索
<https://elaws.e-gov.go.jp/>